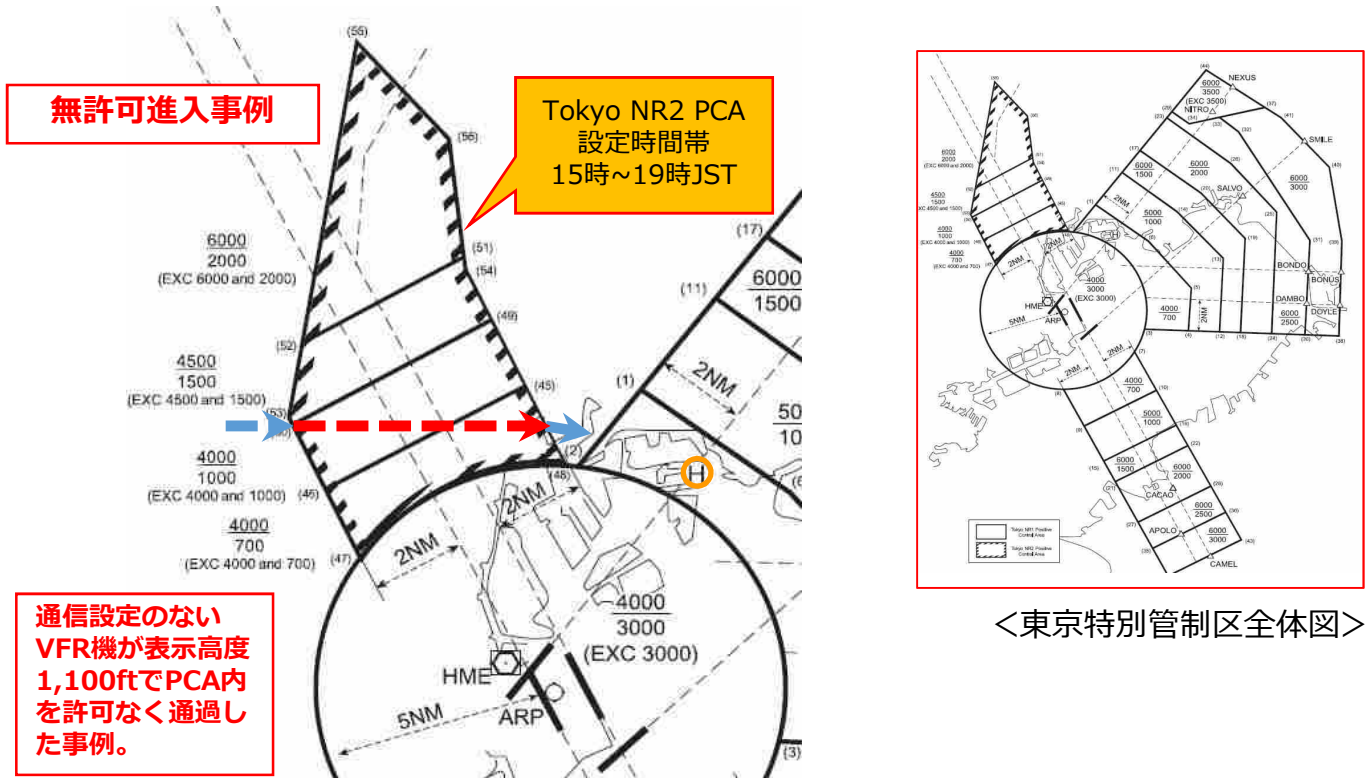


## ～ 航空局からのお知らせ ～

# 東京第二特別管制区 (PCA)にご注意ください！ VFRによる特別管制空域の飛行は管制官の許可が必要です。

令和2年3月から羽田空港北側に「東京第二特別管制区」(Tokyo NR2 PCA)が設定されました。  
昨今、許可なく特別管制空域をVFRで飛行する事例が多数確認されています。



- 特別管制空域は、航空交通の安全確保のために設けられた空域です。
- **PCAの境界及び下限高度付近の飛行には特に留意してください。**

- ◆ VFRでTokyo NR1/2 PCAを飛行しようとする場合は、事前に通信設定の上、東京アプローチ (119.1MHz) から許可を受けてください。
- ◆ PCAに限らず、混雑する羽田空港周辺を飛行する場合には、より安全な飛行のためにも東京TCA (124.75MHz) との積極的な通信設定をお願いします。

参考：(AIS-JAPAN) AIP AD2 RJTT 東京特別管制区  
[https://aisjapan.mlit.go.jp/html/AIP/html/20200910/eAIP/20200910/image/RJTT\\_AD2\\_17\\_Tokyo\\_Positive\\_Control\\_Area.pdf](https://aisjapan.mlit.go.jp/html/AIP/html/20200910/eAIP/20200910/image/RJTT_AD2_17_Tokyo_Positive_Control_Area.pdf)

<お問い合わせ先>  
航空局安全部航空交通管制安全室  
安全情報担当  
電話 (代表) 03-5253-8111  
(内線 51514)

令和2年10月作成